

記入上の注意

【対象となる生徒について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（専攻科）」又は「②中等教育学校（専攻科）」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

扶養親族全員について、扶養を確認できる扶養誓約書（様式第4号）を添付してください。

【生計維持者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者等とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
 - 当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
 - 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 家計急変に該当する場合は、生計維持者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。

ハ ①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。

ニ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母のうち1名の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。③又は④に該当するときは「父母が存在しない場合」についても、同様の事情がある場合を含みます。

ホ ③又は④に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる扶養誓約書（様式第4号）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる生徒であって、特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。